

令和2年度用 高知県四万十市 ^{くろそんがわ} 黒尊川流域 地域おこし協力隊員募集要項

四万十市は、高知県の西南部に位置し、平成17年4月10日に中村市と西土佐村が合併して誕生しました。本市は、日本最後の清流四万十川の中流域から太平洋に至るまで、豊かな自然環境と文化に恵まれた地域です。一方課題としては、全国の中山間地域と同様、人口流出、高齢化等に伴う様々な問題があります。とりわけ、地域の将来を担う後継者・人材が不足しています。

ついては、地域外から地域の将来を担う人材を受け入れ、本市の中山間地域での地域活動の協力者として地域おこし協力隊の隊員を募集します。

1 募集人員 若干名

2 活動地域

黒尊川流域（四万十市西土佐口屋内、玖木、奥屋内上、奥屋内下、黒尊）

黒尊川は、四万十川の支流の中でも特に透明度も高く、とてもきれいな川として親しまれています。夏には川遊び、秋には黒尊渓谷での紅葉狩りに市内外から多くの人々が訪れます。協力隊OB2名が定住しています。

3 活動内容（下記表の①～⑥の団体等への協力活動及び事務等）

関わる団体等	団体の概要	協力隊の具体活動	想定業務量 (週4日勤務)
①しまんと黒尊むら	黒尊川流域の住民で設立し、地域通信の発行、環境保全活動、歴史・文化保存活動の他、11月には紅葉の時期に合わせた祭りを実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・黒尊むらの情報発信（HP更新・通信年3回）への協力 ・黒尊手帳（手帳1000部作製済）の販売促進、有効活用 ・活動資金の調査 ・くろそん村祭り等の活動支援 	週0.5程度
②農家レストランしゃえんじり	国道441号沿いの口屋内地域にある農家レストランです。地域の女性たちが地元食材を使用したランチバイキングを行っています。観光客が多く訪れています。	<ul style="list-style-type: none"> ・接客業務、収益計算、業務日誌作成、調理補助（高齢者が多くパソコン使用等が困難） ・後継者確保への取り組み ・HP等情報発信 	週1日程度
③口屋内活性化協議会	口屋内地域を活性化しようと設立した地域の団体です。高齢化や人材不足で近年十分な活動ができていませんが、活動再開に向けた協議を行っていく予定です。高齢者への配食サービスや良心市の活性化を計画しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・活動再開に向けた協議に参加し企画提案を行う。 	週0.5程度
④えっころ	黒尊川上流の奥屋内上集落にある廃校となった小学校で、元地域おこし協力隊員が中心となってカフェ・えっころをオープンさせました。非常に小さな集落のため開催日は月5回程度で、スタッフも参加する人数も小規模ながら、地域の交流の場としてランチの提供、高齢者等への配食を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な運営支援 ・新規メニューのアイデアの提供 ・SNS等による広報宣伝活動 ・加工品の取り組み協力 ・福祉関係の助成金の調査 	週1日程度
⑤黒尊流域各集落 (口屋内・玖木・奥屋内下・奥屋内上)	黒尊川流域には4つの集落がありますが、どこの集落でも人口減少、高齢化が進行し、集落活動の維持が困難になりつつあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・各集落の行事、共同作業支援等（祭り、敬老会、草刈、等への支援） 	週0.5日程度
⑥事務・研修会	協力隊の事務所及び西土佐総合支所における事務文書等の作成、協力隊活動をPRするための協力隊新聞の発行（本庁と合同）、月1回職員への報告会、その他、人材育成、課題解決のための視察・研修会への参加も予定しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・協力隊新聞発行（2カ月に1回） ・月例報告会 ・研修会参加 ・その他事務 	週0.5日程度

※業務量は現時点での想定であり、団体の取り組み状況、繁忙期への支援、イベントの有無等に応じて月の業務日数（16日）内で増減する場合があります。

4 募集対象

下記(1)～(11)の全ての要件を満たす方

- (1) 令和2年5月1日時点で概ね年齢が20歳以上、50歳以下の方。性別は問いません。
- (2) 中山間地域の地域協力活動に意欲があり、都市地域等※から、四万十市内の配属地域へ住民票を異動させて生活できる方
- (3) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (4) 任期終了後も本市の中山間地域に引続き定住する意志のある方
- (5) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (6) 普通自動車免許を取得している方
- (7) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働で活動できる方
- (8) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (9) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (10) パソコンを使用できる方（HP、SNS等による情報発信ができる方）
- (11) 地方公務員法第16条※に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※(2)の「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他2法に指定された地域）を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいいます。

※(11)の地方公務員法第16条の規定とは、例えば、ご自身が「成年被後見人又は非保佐人」に該当する場合は、募集対象から外れます（他にも欠格事項の規定有り）。

5 担当地域、住居、委嘱予定日等

担当地域	住居	委嘱予定日 ※1	事務所 ※2
黒尊川流域	西土佐奥屋内	令和2年5月1日	西土佐奥屋内

※1 仕事の引継ぎ等の理由により委嘱予定日の着任が困難な場合は、委嘱日について相談に応じます。

※2 担当地域にある廃校となった小学校の一室を協力隊の事務所として構えます。

6 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数：原則週4日（月16日）

(2) 勤務時間：原則8時30分から16時45分（1日7時間15分、週29時間）

※夜間、土日等の勤務は、月勤務時間内で調整します。

※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。

※年次休暇があります（1年目は7日まで）。

7 雇用形態及び期間

- (1) 四万十市の非常勤特別職員（地方公務員法第3条第3項第3号）として四万十市長から委嘱します。
- (2) 初年度の委嘱期間は、委嘱日から令和3年3月31日までです。次年度からは年度毎に委嘱できるものとし、最長で3カ年までです。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

8 報酬

月額 166,000 円（※令和2年1月1日現在）

※賞与、時間外手当、退職手当等は支給しません。

9 待遇及び福利厚生

- (1) 業務中はパソコン及び公用車が1人1台用意されます。
- (2) 居住地として市が所有又は提供（市が貸借）する住宅に居住してもらいます。協力隊員の期間は無償で貸与します。水道光熱費等は個人負担です。
- (3) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (4) 年次休暇等は市の条例規則を適用します。
- (5) 中山間地域での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。私的に公用車の利用できませんので、自家用車等の持込をお勧めします。

10 定住支援

- (1) 休曜日等で業務に支障がなければ、兼業を認めます。週3日の休日を有効に活用し、定住に向けて農林業従事、起業に挑戦するなど有効に活用してください。
- (2) 協力隊が任期後に四万十市内に定住するため、市内で起業に要する経費に対して補助金制度(上限100万円)があります。

11 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和2年1月20日（金）から令和2年2月21日（金）必着

郵送又はメールで受け付けます。尚、提出された書類は返却しません。

- (2) 提出書類

■郵送の場合

- ・履歴書（市販のもので可。写真添付）※簡単な応募動機をつけること（別紙可、氏名記入）。
- ・作文（A4で書式自由、印字可）※作文にも最初に住所と氏名をつけてください。
題材：協力隊として担当地域の振興のために活かしたい私の能力及び定住に向けた活動
文字数：1,000文字程度

■メール応募の規則（提出内容は郵送の場合と同じ）

- ・メールの表題は「四万十市地域おこし協力隊応募（氏名）」をお願いします。

- ・例) 四万十市地域おこし協力隊応募 (四万十 太郎)
- ・履歴書、作文ともに docx 形式で作成してください。
- ・顔写真は j pg もしくは jpg 形式で送ってください。
- ・データ添付の際は合計容量を 3MB 以内にしてください。

(備考)

メール応募後に送信不良などのエラーメッセージが届いていないかの確認をお願いします。応募メールが届いてから、担当者より 3 日以内に受領連絡をいたします。(※3 連休中を除く) 担当者より連絡がない場合は、お手数ですが応募要領の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

(3) 申込・お問合せ先

〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎 2445-2

四万十市西土佐総合支所 地域企画課 地域振興係 (担当: 稲田)

電話 0880-52-1111 メールアドレス: n-tiiki@city.shimanto.lg.jp

1 2 選考

(1) 第 1 次選考

書類選考のうえ、結果を 2 月下旬に応募者全員に文書で通知します。

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に 3 月中旬に第 2 次選考試験 (面接) を行います。日時及び会場等の詳細については、1 次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第 2 次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 選考結果の通知

選考の結果については、3 月下旬に文書で全員に通知します。

※住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明等

試験前に現地説明などを受けたい場合は、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも可能です。

1 3 その他

勤務条件等 (上記 6・7・8・9 ほか) は令和 2 年 1 月 1 日現在のものであり、今後条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。